

第18回科学技術部会	資料
平成16年1月14日	3-2

国身り発第552号

平成15年9月9日

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課国立施設管理室長 殿

国立身体障害者リハビリテーションセンター総長

国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所長

国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所評価委員会評価結果
及び研究開発機関の対処方針（評価報告書）の提出について

標記について、別添のとおり「国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所
評価委員会評価結果及び研究開発機関の対処方針（評価報告書）」を提出いたします
ので、よろしくお取り計らい願います。

国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所評価委員会の評価結果及び研究開発機関の対処方針

評価委員会の評価結果（平成15年5月）	研究開発機関の対処方針（平成15年9月）
<p>評価意見</p> <p>① 研究・開発・試験・調査・人材養成等について (これらの厚生労働省の施策又は事業への貢献を含む。)</p> <p>A 行政ニーズに対応する業務に関する評価は、研究業績に関する評価とは別の立場から評価するべきではないか。</p> <p>B 運動機能系障害研究部においては、多岐にわたる研究プロジェクトを取り組んでいるのはこの研究所のミッションから見て評価できるが、重点とするプロジェクトを明確に立て、近未来的に臨床に生かせるような企画立案も必要であると考える。</p> <p>C 感覚機能障害系研究部においては、fMRI、MEG、近赤外分光法などを駆使した興味深いデータが出つつあるようである。断片的なデータに終わることなく、この研究所から産み出された成果として端的に評価指摘できるような成果に期待したい。</p> <p>D 福祉機器開発部において、座位保持装置に関してきちんと評価基準を作りつつあるが、これは重要であり高く評価したい。</p> <p>E 介護ロボットが話題になり始めているが、障害工学研究部でもロボットに取り組み、開発の方向性を示すべきではないか。</p>	<p>対処方針</p> <p>対処方針、回答時期、改善状況等：(評価意見の対応する項目ごとに記述。)</p> <p>① 研究・開発・試験・調査・人材養成等について</p> <p>A 厚生労働省における研究機関の評価においては、行政への貢献を含んだ評価を行うこととなっているので、今後とも行政を支援する業務をミッションの一つとして位置付けていく。研究者個人の業績評価の中では、研究業績と行政への貢献のための業務は別の位置付けで評価し、それらを総合的に評価することしたい。</p> <p>B 運動機能系障害研究部では、臨床応用を目指して骨関節機能障害と神経筋機能障害に焦点を当てた研究を組織している。主な目的は臨床応用である。</p> <p>C 現在までに、高次脳機能障害の病態解明に基いた高次脳機能障害者のリハビリテーションを始めとして、感覚機能系障害研究部の成果が内外で高く評価されているが、断片的な成果に終わることなく、新たな研究の流れを創造するところまで発展させたい。</p> <p>D 福祉機器開発部で開発した座位保持装置の評価基準については、14年度に厚生労働省の補装具給付品目審査のための暫定基準の骨格となった。15年度には実験的な検討に入る予定である。</p> <p>E 障害工学研究部では、昭和62年から介護、介助にロボットを活用するための問題点、特に安全性に関する要素技術を検討しており、直接人に接触するロボットの安全性についてはロボット関係の研究者の間でも指導的立場にある。さらにご期待に添えるよう努力したい。</p>

<p>F 障害福祉研究部において開発評価した盲ろう者向けの点字携帯電話はメールの新たな応用として興味深い。</p> <p>G 補装具制作部で、多数の補装具の完成用部品について予備調査を行っていることは、補装具の給付制度のために必要な業務であり、高く評価したい。</p>	<p>F 盲ろう者のための障害者施策は始まったばかりであるので、障害福祉研究部を中心として、センター内他部局のほか、他機関とも協力して実効ある支援の強化に取り組みたい。</p> <p>G 補装具給付品目審査のための予備調査は、行政を支援する重要な業務として今後も一層努力したい。</p>
<p>② 研究開発分野・課題について (厚生労働省の施策又は事業との関連性を含む。)</p> <p>A 研究開発課題の設定に当たっては、目的、目標の区別を明確にし、達成度を明らかに示せる目標を設定することが望ましい。この点に関しての改善が認められる。目標に到達するための戦略としては、現在の資源等の制約の中で最も効率よく目標に到達できるルートとし設定することを勧める。</p> <p>B 途中で中断したままになっているプロジェクトも見受けられるが、研究の継続性を考慮されたい。</p> <p>C 研究部門間の縦割りが強く、センター内のほかの部門との連携に欠けている印象を受ける。訓練所、病院との連携を強化し、医療に実際に役立つ研究も取り上げてほしい。</p>	<p>② 研究開発分野・課題について</p> <p>A 研究開発分野の選定においては、広い分野をカバーするとともに重点的な分野への集中が必要であると考えており、2段構えでの体制をとるように心掛けている。個々の研究計画についての目的、目標の区別については従来評価委員会で指摘されてきたものであり、計量可能な目標設定とするよう努力してきた。この点について改善されつつあると考えているが、今後さらに努力を続けたい。また、ご指摘のように現有の研究資源を最大限に活かした効率重視の研究戦略をとっていきたい。</p> <p>B 研究の中止には、目的、目標の設定と研究期間の不適合が生じ、成果のとりまとめが完結していないものがあるが、今後組織としての目標管理を明確にすることによって研究の取組が発展的に継続していくように工夫をしたい。</p> <p>C 運動機能系障害研究部が補装具製作部と連携をして臨床応用に貢献したり、福祉機器開発部が病院の理学療法の専門家と一緒にティングの臨床で協力を進めるなど、良い取組が芽生えている。今後、センター内他部局との連携の強化と医療、訓練の現場で役立つ研究についてはさらに努力が必要と考えている。今回の評価でこの点が十分にアピールできなかったのは、研究部ごとに評価報告書を作成したために、連携が隠されがちであることも考えられる。次年度以降、組織間の共同研究にも照準を合わせた評価をお願いすることも計画したい。</p>
<p>③ 研究資金等の研究開発資源の配分について</p> <p>A 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」によれば、評価結果を資源配分に反映させることとされているが、この点はどう</p>	<p>③ 研究資金等の研究開発資源の配分について</p> <p>A 資源の重点配分においては、必要性と実現性を重視している。評価結果は実現性の見積りに活用している。</p>

か。

<p>④ 組織・施設設備・情報基盤・研究及び知的財産権取得の支援体制について</p> <p>A 厚生労働省としてT L Oをスタートさせる予定であるとのことであるが、大学でも研究者及び研究機関に与えるインセンティブが問題として浮かび上がり始めていている。この点、どうなっているか。</p> <p>B 研究設備、特にf M R I 、M E G 、近赤外吸収法等、脳機能解析に関する研究設備の整備は順調に進んでおり、これらを用いた成果に期待したい。</p>	<p>④ 組織・施設設備・情報基盤・研究及び知的財産権取得の支援体制について</p> <p>A 厚生労働省のT L Oについては、基本方針が先日示され、職務発明規程をこれに対応して改訂する準備を進めている。国立研究機関においては従来から原則職務発明としての取扱いがされており、出願等の支援体制が強化されるものと期待している。</p> <p>B 無侵襲神経機能計測技術の活用により生理学的知見をリハビリテーション技術の実践に応用する取組を進めたい。 なお、上記①～Cに対する回答もご参照いただきたい。</p>
<p>⑤ 共同研究・民間資金の導入状況、产学官の連携、国際協力等外部との交流について</p> <p>A 厚生科学研究費等を活用した外部との共同研究は活発であると認められる。</p> <p>B J I C Aや国際機関との協力、貢献は活発であると認める。</p> <p>C 制度上の問題もあるが、民間資金の導入、产学官の連携には一段の努力を要する。</p>	<p>⑤ 共同研究・民間資金の導入状況、产学官の連携、国際協力等外部との交流について</p> <p>A 本センター研究所の機能を有効に發揮するためには、他機関との共同研究なしに身体障害者のニーズに応えることはできないと考えており、今後とも、各種制度を活用して実効ある共同研究を推進したい。</p> <p>B J I C Aへの協力など、重要であると考えており今後も協力することにしている。I S O等への協力は我が国の福祉機器のレベルアップのためにも必要と考えている。</p> <p>C 文部科学省による产学官連携スキームのほかに、厚生労働省でも产学官連携のための様々なスキームを検討しており、これらの連携制度を活用して実り多い产学官連携の組織化に努めたい。15年度にも新たな产学官連携プロジェクトを開始する予定である。</p>
<p>⑥ 研究者の養成及び確保並びに流動性の促進について</p> <p>A 研究員の採用に当たって公募制に移行したのは評価する。</p> <p>B 多くの流動研究員が活躍しているのは頼もしいが、複数の研究課題に関わっている流動研究員も見受けられる。研究者としての成長を第一に考えた運用を考える必要がある。</p>	<p>⑥ 研究者の養成及び確保並びに流動性の促進について</p> <p>A 身体障害者に関する一般の理解が深まるとともに公募が可能になったと理解している。公募制は今後も継続する。</p> <p>B この問題は、昨年末の流動研究員の継続採用審査においても問題となったものである。流動研究員として採用になる前からの研究との継続性の問題、研究者としてのスコープを拡大するなどの問題もあるが、若手研究者としての成長を第一に考える</p>

	ことを確認した。
⑦ 専門研究分野を生かした社会貢献に対する取組について A 社会貢献を含む形で「研究と業務」というとらえ方をして評価することが求められているが、通常の研究上の業績評価とは多少違和感がある。 B 国際福祉機器展への出展や関係団体等の指導に当たるなどの活動についても社会貢献として評価すべきであると考える。	⑦ 専門研究分野を生かした社会貢献に対する取組について A 次年度以降改善を図り、研究業績と行政、社会への貢献とを明確に分離して評価できるように改善したい。 B 今後もこれらの活動は継続する。
⑧ 倫理規程、倫理審査会等の整備状況について A 倫理関連の規程は、整っていると認める。	⑧ 規程、倫理審査会等の整備状況について A 厚生労働省では、医療、研究に関する倫理審査の体制の検討を続けており、センターの倫理規程もこれに合わせて引き続き整備することとしている。
⑨ その他 A 報告書についてだいぶ分かりやすくなつたが、各研究部のミッショ�이必ずしも明確には記述されていないため、将来への方向性が伝わりにくくなっている。また、研究業績として評価すべき研究成果と社会・行政への貢献については区別した方がわかりやすい。 B 個人の業績評価については、年度末に今年度の成果と次年度の研究計画に基づいて行う方式を了承する。	⑨ その他 A 報告書の構成上の問題でもあるので、次年度以降工夫を重ねて分かりやすくしたい。 B 年度末に個人の業績評価として実施する。